

大阪狭山市人権行政基本方針

令和3年11月改定

—大阪狭山市—

はじめに ～基本方針改定の趣旨～

市では、市民と行政の協働により地域社会の隅々にまで人権文化の根づいたまちづくり、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるまちづくり、人と人との豊かにつながりあい、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせる多文化共生のまちづくりを推進するため、平成13年(2001年)6月に「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」を制定しました。

まちづくりの基本は「人づくり」であり、人と人との豊かにつながりあうには、市民の自主的・自発的な生涯学習を進め、豊かな人間性や人権感覚をはぐくむことが大切です。

そして、生涯学習によって得られた知識や能力を、自己実現や生きがいづくりに活かすとともに、社会的課題の解決や地域社会の発展に役立てる「しくみづくり」が必要であると考え、市民、学識経験者、関係団体代表者等で構成する「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会」への諮問、答申を踏まえて、平成17年(2005年)に、市が進める市民と行政の協働によるまちづくりの根幹をなす本基本方針を策定しました。

本基本方針は、策定以来、人権課題の解決と「人権文化をはぐくむまちづくり」を推し進めるために、①人権尊重を基本とした市民の生涯学習を推進すること、②課題を抱える人を地域で支えること、③まちづくりにおいて市民と行政が協働することの重要性を示すとともに、すべての市の施策を人権尊重の視点で実施するための体系的な行政、つまり総合行政として人権行政を位置づけ、その基本理念及び諸施策の方向性を明らかにしました。

本基本方針をもとに、市では人権教育・啓発、人権擁護に関する取組を積極的に実践し、市民の人権に対する意識の向上・啓発に努めていますが、部落差別(同和問題)や女性・子ども等といった従来の人権課題に加え、インターネットに関わる人権、性的指向※・性自認※に関する人権など、対処すべき人権課題は複雑多様化しています。

国では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、すべての人々の人権と多様性、包摂性のある社会の実現をめざす「持続可能な開発のための目標(SDGs)」の達成に向け、さまざまな施策に取り組んでいます。また、平成28年(2016年)に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行される等、人権を取り巻く社会状況は日々変化しています。

こうした状況を踏まえ、地域社会への人権尊重理念の一層の浸透を図り、人と人との豊かにつながりあい、誰もが自分らしく生きがいをもって暮らせるまちづくりを一層推進するため、改定を行うものです。

はじめに ～基本方針策定の趣旨～

1.人権をめぐる状況	1
(1) 内外の状況	1
◇国外(国際連合)の動向	1
◇国内の動向	3
◇大阪府の動向	4
(2) 大阪狭山市の状況	5
2.基本理念	6
3.基本方向	7
(1) 教育・啓発活動の拡充	7
①「人づくり」のための教育・啓発	7
②人権教育の効果的な実施・情報提供	8
(2) 推進体制の強化	8
①庁内連携体制の強化	8
②職員の人権意識向上のための研修	9
③人権に関する指導者の育成	9
(3) 連携の強化・協働の一層の推進	9
①市民との連携・協働の推進	9
②国、府との緊密な連携	10
③企業・団体等との連携	10
(4) 相談窓口の充実・人権課題を抱えた人の自立支援	10
①人権に関わる相談窓口の充実と情報提供	10
②公的機関・地域とのネットワークの強化	10
③人権課題を抱えた人の自立支援	11
4.人権課題に対する市の取組及び今後の課題と対応	12
1.部落差別(同和問題)	12
2.女性の人権	15
3.障がい者の人権	18
4.高齢者の人権	20

5. 子どもの人権	22
6. 外国籍の方、外国にルーツのある方の人権	26
7. 感染症等に関する人権	28
8. 情報化社会における人権	30
9. 性自認・性的指向に関する人権	32
10. 就労に関する人権	34
11. 災害に伴う人権	36
12. さまざまな人権問題	38

資料 40

(1) 用語解説	40
(2) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例	43
(3) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則	44
(4) 諮問書	45
(5) 答申書	46
(6) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員名簿	47

<年表の省略記号について>

13ページ以降の「主な動向」に掲載している年表は

外: 国外 国: 国 府: 大阪府 市: 大阪狭山市 を省略して表記しています。

<用語解説について>

※マークのついている用語については、40ページ以降に用語の解説を掲載しています。

1.人権をめぐる状況

(I) 内外の状況

国外(国際連合)の動向

世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人権を尊重することが何よりも重要であるという認識から、昭和23年(1948年)に国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。

その後、この「世界人権宣言」の精神を具現化する「国際人権規約」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」など、多くの人権に関する条約が採択され、国家の枠組みを超えた国際的な人権保障の確立への取組が進められてきました。

また、平成6年(1994年)には、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と行動計画が採択され、その後これらは5年ごとの行動計画となる「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれ、全世界的な人権教育が積極的に推進されています。

平成27年(2015年)には、「持続可能な開発目標(SDGs エス・ディ・ジーズ)」が採択され、誰ひとり取り残さないことをめざし、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標を示して、人権が尊重され、多様性を認め合える社会づくりをめざす取組が進められています。

	人権に関する国外の主な動向
昭和23年(1948年)	・「世界人権宣言」採択
昭和41年(1966年)	・「国際人権規約」採択
平成7年(1995年)	・「人権教育のための国連10年」決議(～平成16年(2004年)まで)
平成16年(2004年)	・「人権教育のための世界プログラム」採択
平成18年(2006年)	・「国連人権理事会」創設
平成22年(2010年)	・「人権教育のための世界プログラム」第2段階行動計画採択
平成27年(2015年)	・「持続可能な世界を実現するための開発目標(SDGs)」採択 ・「人権教育のための世界プログラム」第3段階行動計画採択
令和2年(2020年)	・「人権教育のための世界プログラム」第4段階行動計画採択

<参考>

◇世界人権宣言(仮訳文)前文<外務省HPより引用>

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

◇世界人権宣言(抜粋)<大阪府人権白書「ゆまにてなにわ35号」より引用>

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

国では「基本的人権の尊重」を基本理念とする日本国憲法が昭和22年(1947年)に制定され、その後、国際人権規約など、さまざまな人権関連条約や規約に批准し、人権尊重の理念を浸透させるべく、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

平成9年(1997年)には「人権教育のための国連10年」の決議を受けた「国内行動計画」が策定され、同年に「人権擁護推進法」の施行を受けて、人権擁護推進審議会が設置されました。

平成12年(2000年)には、これまでの施策のより一層の推進を図るために「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、『人権教育・人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進へ取り組むことは、国及び地方公共団体の責務である』とされました。平成14年(2002年)には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、それにもとづいて人権教育・啓発が推進されています。

個別の人権課題については、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後昭和60年(1985年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」、平成5年(1993年)に「障害者基本法」、平成12年(2000年)に「児童虐待防止法」、平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成18年(2006年)に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等さまざまな分野における法律が施行されています。

近年においても、平成28年(2016年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」、「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されるなど、人権に関する法整備が進められています。

また、平成30年(2018年)に「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務と事業者及び国民の努力が定められています。

	人権に関する国内の主な動向
昭和22年(1947年)	・「日本国憲法」施行
平成9年(1998年)	・「国内行動計画」策定 ・「人権擁護推進法」施行
平成12年(2000年)	・「人権教育及び人権の啓発の推進に関する法律」施行
平成14年(2002年)	・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定

	人権に関する国内の主な動向
平成23年(2011年)	・「人権教育・啓発に関する基本計画」改定
平成30年(2018年)	・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行

大阪府の動向

府では、人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成10年(1998年)に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

平成13年(2001年)にはこの条例に基づいて「大阪府人権施策推進基本方針」を策定し、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するための2つの基本理念を掲げ、すべての行政分野において、その基本理念を基礎に据えた行政施策を展開しています。

また、差別の解消について府民の理解を深めることを目的として、平成27年(2015年)に「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定しています。

令和元年(2019年)には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改正し、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」や「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」を施行、令和2年(2020年)には、「パートナーシップ宣誓証明制度」を開始して、新しい人権課題に対しても積極的に施策を実施しています。

	人権に関する大阪府の主な動向
平成9年(1997年)	・「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」策定
平成10年(1998年)	・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」制定
平成13年(2001年)	・「大阪府人権施策推進基本方針」策定
平成21年(2009年)	・「大阪府福祉のまちづくり条例」改正
平成27年(2015年)	・「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」策定
平成28年(2016年)	・「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」策定
平成30年(2018年)	・「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン」策定
令和元年(2019年)	・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」改正

(2) 大阪狭山市の状況

市では、これまで人権に関わる施策を市政の基盤にすえて、人権尊重の理念の普及に努めるとともに、さまざまな人権施策を展開してきました。

昭和60年(1985年)には、真の恒久平和をめざした「核兵器廃絶・平和都市宣言」を、平成5年(1993年)には、すべての人の人権が尊重・擁護され、差別のない社会となることを願って「人権擁護都市宣言」をそれぞれ決議し、人権の基本理念が浸透した都市となることを宣言しました。

平成13年(2001年)には「大阪狭山市人権教育基本方針」を策定し、すべての人の人権が尊重される社会の実現と、人権文化が根づいた社会の実現をめざして「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」を制定しました。

本条例に基づいて設置された「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会」からの答申を踏まえ、平成17年(2005年)に人権施策の指針となる「大阪狭山市人権行政基本方針」を策定しました。

その後策定された「大阪狭山市総合計画」(第四次・第五次)や、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画(さやまっ子のびのびプラン)」(第1期・第2期)、「大阪狭山市教育振興基本計画」(第2期)といった市の各種計画にもこの基本方針の理念を反映させ、家庭や学校、職場や地域等、あらゆる場において、さまざまな人権課題に関する学習会や研修会、講演会、街頭啓発キャンペーン等を実施して啓発活動を行っています。

また、市民の自主的な学習の場の提供や情報提供などの支援、人権擁護委員と連携して人権相談を実施するなど、人権意識の高揚をめざして全庁をあげて取り組んでいます。

	人権に関する大阪狭山市の主な動向
昭和46年(1971年)	・狭山町人権啓発推進協議会発足
昭和60年(1985年)	・核兵器廃絶・平和都市宣言
平成5年(1993年)	・人権擁護都市宣言
平成12年(2000年)	・「人権教育のための国連10年大阪狭山市行動計画」策定
平成13年(2001年)	・「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」制定 ・「大阪狭山市人権教育基本方針」策定
平成16年(2004年)	・大阪狭山市人権協会 設立
平成17年(2005年)	・「大阪狭山市人権行政基本方針」策定
平成30年(2018年)	・「大阪狭山市人権教育基本方針」改定
令和元年(2019年)	・「大阪狭山市人権教育基本方針」改定

2.基本理念

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等であることは、世界人権宣言にうたわれています。また、日本国憲法では、「基本的人権の享有」と「法の下における平等」が保障されています。

この人権尊重の理念に基づいて制定された「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」では、その前文で、人権に関するさまざまな課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権を特別なものとして考えるのではなく、当たり前のこととして互いの存在や尊厳を認め合うことにより、人権の理念が普遍的な文化として社会に根づく必要があるとしています。

そして、市と市民が協働して、人権文化をはぐくむまちづくりを進めるために、たゆまぬ努力を行っていくようたっています。

この条例のめざすまちづくりを推進するために、本基本方針ではこれまで、「一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、人と人との豊かにつながり合うことのできるまち」、「誰もが自分らしさを発揮して、自己実現でき、多様な生き方を認め合い、共に生きることのできるまち」を基本理念として、人権行政を推進してきました。

自分はかけがえのない存在であるということを認識し、「自分らしさ」を誰にも否定されることなく大切にできる環境は、すべての人の人権を尊重し、互いの存在を認め合って共に生きていくためには必要不可欠です。

すべての人が「自分らしさ」を大切にし、それぞれの「自分らしさ」を存分に発揮できる環境につながるような取組を、今後もより一層多面的に推し進めるために、今後もこれまでの基本理念を継承することとし、豊かな心をはぐくみ、お互いを思いやるやさしさにあふれるまちの実現をめざします。

○誰もが自分らしさを発揮して、自己実現できるまち

○多様な生き方を認め合い、共に生きることのできるまち

○一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重されるまち

○人と人との豊かにつながり合うことのできるまち

3.基本方向

市のめざすまちづくりは、人と人との豊かにつながり合い、お互いの「自分らしさ=個性」を尊重し、一人ひとりの持つ個性を地域社会に活かしながら、すべての人が思いやりのあふれる豊かなやさしい心をもって暮らせる多文化共生のまちを創ることです。

そして、それを実現するためには、まちづくりを担う市民の豊かな人間性や人権感覚を培うこと、つまり「人づくり」が最も重要と考え、これまで市では、市民が生涯学習や地域活動を通じて、自治意識や人権意識を高めながら、地域社会のさまざまな課題を学べる環境づくりに取り組んできました。

その結果、「自分たちのまちは自分たちで」という自立した市民によって、自分たちの生活や地域を充実・改善するために、市内のいたるところでボランティア活動をはじめとした自主的な活動が活発に展開されています。

すべての市民がこのまちで自己実現を図りながら、主体的にまちづくりに参加・参画するために、今後もこれまで培われてきた環境を活かしながら、多様な人びとが豊かにつながり合い、誰も孤立することなく、互いに支え合える地域づくりのために、市の施策の企画から実施にいたるまで、行政運営そのものを人権尊重の視点を持って取り組む「人権行政」を引き続き推進します。

そして今、人権尊重の視点が隅々まで浸透し、市の実施する事業すべての根底に基本理念を反映するために、市が取り組む人権行政の基本方向を次のとおり定めます。

(1)教育・啓発活動の拡充

(2)推進体制の強化

(3)連携の強化・協働の一層の推進

(4)相談の充実・人権課題を抱えた人の自立支援

(1)教育・啓発活動の拡充

①「人づくり」のための教育・啓発

市民が自発的・主体的な生涯学習を通じて、自分自身の価値を認め、自分らしく生きていくこと、つまり自己実現を図ることは、人権文化をはぐくむ「人づくり」の出発点です。人権教育は、生涯自発的に学習し続けられるように、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会を利用しながら、地域の実情等に応じて推進する必要があります。

市では、生涯学習を通して、生命の尊厳をはじめ、互いの異なる考え方や生き方、価値観などを尊重し、その多様性を認め合う態度を身につけることが大切と考え、人づくりにつながる環境づくりに取り組んできました。今後も生涯学び続けることのできる環境を整え、人間の多様性や異なる文化、習慣、価値観等を理解し、尊重できる心豊かな市民意識を増幅させる取組を進めます。

また、教育や研修の成果が、人々の実際の行動として現れるためには、繰り返し人権について学び、自分ごととして人権問題を考えられるような姿勢をはぐくむことが大切です。

幼少期から子どもたちに多様な方法、機会を用いて人権の理念を繰り返し「教え」、「伝える」人権基礎教育に取り組むことで、生命の尊さに気づき、豊かな情操や思いやりをはぐくみ、お互いを大切にする態度や人格の育成をめざします。

②人権教育の効果的な実施・情報提供

まちづくりの基本となる「人づくり」は、市民の自主的・自発的な生涯学習にあります。自主的・自発的な学習によって得られた知識や能力を、一人ひとりが自己実現や生きがいづくりに活かし、社会的課題の解決や地域社会の発展に役立てていくことが、心豊かな生活や、やさしさのあふれるまちづくりにつながります。

生涯学習をより効果的なものにするには、単に人権に関する知識に触れるだけでなく、学習者と人権課題を抱える人との交流を深める機会を設け、障がい者、高齢者、子ども等学習者の立場に十分配慮し、学習者に合わせた理解しやすい工夫を行い、学習者の意識に浸透するような効果的な方法で実施することが大切です。

また、多様な生活様式が可能となった現代社会においては、誰もが身近に生涯学習に取り組めるよう、多様な形での人権教育、情報提供が必要です。平日だけでなく、仕事や子育てに忙しい壮年世代でも参加しやすいような曜日・時間帯に講座を実施したり、事情により外出できない人でも受講できるようにリモートでの講座の実施を取り入れたりするなど、さまざまな工夫を凝らして、今後も定期的に学習の機会を提供し、あらゆる世代に生涯学習の輪が広がっていく環境づくりを進めます。

また、人権教育は、市や、家庭、学校、地域、企業、NPOなどによって、あらゆる場や機会を通じて行われることにより、さらに効果が高まります。あらゆる団体が人権教育を実施しやすいように、市では人権関係の諸機関と連携して、研修講師、学習相談機関、教材など人権教育に関する情報を収集・整理し、情報提供して支援していきます。

(2)推進体制の強化

①庁内連携体制の強化

今日において、人権問題は複雑多様化してきており、さまざまな人権問題が複合的に関連していることが多く、ひとつの部局だけでは解決できない課題が散在しています。

市では、平成15年(2003年)7月に、市長を本部長とし、各部長級を委員とした「大阪狭山市人権施策推進本部」及び関係課長級で構成された「大阪狭山市人権施策推進本部幹事会」を設置し、効果的な施策を推進できるよう取り組んできました。

今後、市の人権施策をさらに充実させるためには、全庁的な取組として、これまで以上に関係部局間の有機的な連携と緊密な調整が必要です。特に、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))※や児童虐待といった人のいのちに関わる課題については、迅速かつ適切に必要な支援ができるよう、総合的な支援を行うための拠点事業や「重層的支援体制」の整備を進め、関係する職員が集まってケースワーク会議を開催する等して、部局の垣根を越えた連携体制を強化していきます。

②職員の人権意識向上のための研修

市民が自分らしさを大切に個性を発揮できるまちにするためには、まちづくりに深く関わる行政の担い手である市職員・教職員一人ひとりが、人権についての正しい知識や人権感覚を持って職務にあたり、事業を展開する必要があります。

市ではこれまで職員に対して、人権連続講座などを通じて、人権について学ぶ機会を提供してきました。

今後は、より一層実務に活かせる研修を繰り返し実施することで、すべての職員の人権意識の向上に努め、市民の人権を守り、人権尊重の視点をもって業務を遂行できる職員を育成します。

③人権に関する指導者の育成

市ではこれまで、人権文化をはぐくむまちを創るためには、地域のさまざまな課題について、市民が自ら考え、主体となってその解決に取り組んでいく基盤を醸成し、育てていくことが大切であると考え、地域という市民にとって一番身近な場所に、人権教育を効果的に推進するための専門的な指導者が存在するよう、指導者の養成に努めてきました。

現在、市内においては、NPO等の市民団体が、人権学習や人権擁護などの取組や、多様な生涯学習活動を活発に展開しています。また、自治会や防犯委員会、地区福祉委員会、まちづくり円卓会議などの市民組織では、地域で美化清掃などの環境活動をはじめ、防犯活動、福祉活動、交通安全活動などの地域活動を行い、自治意識や人権意識を高めながら人権の輪でつながる地域コミュニティの形成の一翼を担っています。

このような自主的・自発的な活動は、まちづくりの基本となる人権意識を培い、さまざまな人との交流や豊かな人間関係、地域の連帯感をはぐくむ重要な取組のひとつです。

今後も行政、市民公益活動団体、公共機関、企業などと連携・協力して、諸団体における指導者の育成に向けた自主的・主体的な取組を引き続き支援します。

(3)連携の強化・協働の一層の推進

①市民との連携・協働の推進

平成13年(2001年)に制定した「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」は、市民と行政がそれぞれ役割を担い、協働することによってすべての人の人権が尊重される社会を実現していこうとするものです。

市では、「協働」の概念を「市民、議会及び市が、豊かな地域社会を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しながら協力し合うこと」ととらえています。

社会の隅々まで人権尊重の精神が当然のように根付いている社会をつくるためには、この協働の概念が示すように、それぞれが役割と責任を自覚し、協力し合いながらまちづくりに取り組むことが不可欠です。

市ではこれまで、まちづくりに主体的にかかわる市民自治への契機づくりの場として、地域内の自治会や住宅会、NPO、市民活動団体、事業者などが中学校区を単位として、自主的に一堂に会してまちづくりについて話し合う場である『まちづくり円卓会議』制度を創設し、自治意識を持った市民と行政の役割分担に基づく協働関係の構築に努めてきました。

市民の自主的・主体的な活動により人権に関する理解を深め、豊かな心をはぐくんでいけるよう、今後も市民が自発的に積極的に参加できるような協働事業を展開し、市民との連携体制を強化していきます。

②国、府との緊密な連携

市では、人権行政を進めるうえで、行政間の連携・協力が不可欠であると考え、大阪府及び府内市町村で構成する「大阪人権行政推進協議会」などと連携を図ってきました。今後も国や府との緊密な連携を図り、効果的な人権施策に関する情報交換を行って相互に協力し合いながら事業を実施していきます。

③企業・団体等との連携

基本理念の実現のためには行政だけでなく民間の発想・活力を活かす協働の視点から、市民、市人権協会・市企業人権協議会などの人権団体、NPO法人、自治会といった地域組織、事業者など、民間における自主的な取組も不可欠であり、企業や団体等と連携・協働して人権施策に取り組むことが重要です。

市ではこれまで財団法人大阪府人権協会や市人権協会、市企業人権協議会をはじめ、団体・企業、NPOなどとも連携を密にして、各分野における取組を奨励し、支援・協働を進めてきました。

今後もさまざまな企業・団体等との連携を一層強化し、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

(4)相談窓口の充実・人権課題を抱えた人の自立支援

①人権に関わる相談窓口の充実と情報提供

人権に関する相談は、内容によっては多くの要因が複雑に重なっている場合があるため、そのような相談の場合には、まず「人権いろいろ相談」にて、複合的な要因を相談者と共に整理し、必要に応じて適切な機関につながるなどして、相談者の主体的な判断によって解決策が見出されるように、きめ細かな対応を行っています。

市では「人権いろいろ相談」の他、法律相談や市民相談、女性相談、家庭児童相談、ひとり親相談、障がい者や高齢者を対象とした相談など、各種相談窓口を設置したり、スクールソーシャルワーカーやコミュニティソーシャルワーカーを各中学校区ごとに配置して、身近に相談できる窓口の充実に努めています。

今後も多様な相談内容に柔軟かつ迅速に対応できるよう、各分野において相談員の資質の向上と人材育成を行うとともに、重層的支援体制を整備して相談窓口相互の連携・強化を図ります。

また、電話やインターネットを活用した相談事業を展開し、市民からの相談を待つだけでなく、相談に来られない人や相談をしたいと思っても、どこに相談すれば良いかわからない人を見つけて支援していける体制づくりに努め、広報誌やホームページ、子育て情報アプリ、公式LINEなどに相談窓口を掲載したり、各公共施設や各種イベント開催時などに相談窓口のチラシを配布するなどして、相談者が相談先につながりやすい情報提供を行っています。

②公的機関、地域とのネットワークの強化

人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、当事者が主体的な判断に基づいて問題解決ができるように、行政が相談・支援を行うとともに、地域においても相談者を支えられるよう、市民と行政が協働して相談・支援を行うことが大切です。

当事者が必要とする情報を的確・効果的に提供するためには、各相談機関や公的な支援制度、NPOや財団等が行っている援助活動などの情報を総合的に把握し、連携して対応していく必要があるため、公的機関の情報ネットワークの強化を図ります。現在、法務局と人権擁護委員により実施されている相談・支援についても、今

後も連携して対応にあたります。

課題を抱える人を地域で支えていくには、地域での身近な相談者の存在や支援が大切であり、これには、相談窓口の整備や人材養成など、地域自らが取り組んでいくことが求められます。行政をはじめ、地域社会を構成する福祉団体、人権に関する団体、自治会、NPO、企業などが連携する地域での人権ネットワーク化をさらに進めます。

③人権課題を抱えた人の自立支援

人権課題を抱えた人や社会から疎外された人が自立し、社会の構成員として自己実現を図るためには社会的な支援が必要です。人権侵害を受けた、または受けるおそれのある人に対し、地域社会全体が個人の尊厳や生きがい・自己実現を重視し、人権課題を抱えた人の自立や自己実現を図るための体制づくりが重要であり、人権課題を抱えた人が自らの意思で課題を解決できるよう支援します。

市では、人権課題を抱えた人の自立支援に関して、福祉分野をはじめ、労働分野、教育分野等において、障がい者や高齢者、ひとり親家庭、低所得者などを対象に支援事業を積極的に進めていますが、なお解決すべき多くの諸課題があります。

人権課題を抱えた人の立場に立った適切な相談・支援・救済を基本として今後も自立を支援し、自身のみでは人権を守ることが困難場合には、国の人権救済機関への要望や連携協力体制を構築して、人権課題を抱えた人の救済を図ります。

4. 人権課題に対する市の取組及び今後の課題と対応

部落差別（同和問題）、女性、障がい者、高齢者、子ども等さまざまな人権課題の概要は、次のとおりです。（内容には大阪狭山市を含む大阪府全体にかかるものを含んでいます。）市では、これまでの市の取組状況を踏まえ、今後の課題と対応を以下のとおりとし、更なる人権行政の推進に努めます。

1. 部落差別（同和問題）

概 要

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく日本固有の差別であり、身分制度の廃止以降、1世紀半経った今なお被差別部落出身であることや関わりがあることによって、結婚や就職、職業などで差別されるなど、著しく不合理な差別が今なお残っています。

これまで、国、地方自治体や部落解放運動等の取組により、被差別部落（同和地区）の生活環境など物的基盤において一定の改善はなされましたが、インターネット上での深刻な部落差別や、被差別部落出身者や被差別部落という場所に対する忌避意識が残っています。平成28年（2016年）に、国はこうした実態を認めたくて、「部落差別は許されない」という認識のもと、差別解消に取り組むことを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を施行しました。

部落差別を巡っては、結婚や就職における身元調査を目的に戸籍謄本等を不正に取得する事件が全国的に問題となったほか、部落差別の解消を口実に会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める「えせ同和行為※」が確認されており、このような行為は部落差別（同和問題）への誤解や偏見を助長する行為であり、断じて許されません。

近年では、被差別部落（同和地区）の所在地や地名をインターネット上で暴露する行為が確認されており、令和2年（2020年）に法務省が作成した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、それらの情報を身元調査や土地調査のためにも閲覧されているという実態がわかりました。

部落差別の解消には正しい知識の周知と、一人ひとりが偏見を見抜く力を身につけ、差別を許さない行動をとることが必要です。

これまでの市の取組状況

市では、令和2年（2020年）から、インターネット上に差別的書き込みがなされていないか定期的に確認するモニタリング活動を試行実施しています。

市人権協会や市企業人権協議会が主催する研修や講演会、市民を対象に実施している人権連続学習会（ヒューマンライツ・アクト）等を定期的に実施し、幅広く人権意識の高揚が図れるよう、市民を対象とした学習の機会を提供しています。

また、被差別部落（同和地区）の出身であるかどうかを調べるために、戸籍謄本等を不正に取得する事件が全国的に発生しました。市では、平成21年度（2009年度）から戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理

人や第三者に交付した場合、希望する本人に交付したことを知らせる「本人通知制度」を実施し、戸籍等の不正調査の防止に努めています。

小・中学校においては「大阪狭山市人権教育基本方針」に基づいて各校で各学年の年間計画を立て、部落問題学習と人権教育の推進に努めています。具体的には、小学校6年生の社会科や、中学校での歴史・公民の授業を中心に、大阪府教育委員会の人権教育資料を活用しながら、部落問題学習を進めています。

今後の課題と対応

平成29年(2017年)に市が実施した「大阪狭山市人権に関する市民意識調査」の結果をもとに、部落差別(同和問題)に関する意識と実態に着目して分析したところ、本市では住宅を選ぶ際に同和地区と呼ばれる地域を避けたいという忌避意識をもつ市民は過半数、部落差別(同和問題)は自然になくなるので、ことさら差別について言わない方がいいと考える市民もおよそ3分の2存在するという結果となりました。

差別は自然になくなるものではなく、差別の現実を学び、全員が正しい知識を共有することが大切です。また、「ことさら差別について言わない方がいい」という考え方が浸透している現状は、差別に直面している人が声を上げられなくなってしまう、部落差別の克服の妨げになります。差別を受けてきた人に対する人権保障の必要性をそれぞれが理解し、「差別の原因は差別される人の側に問題があることが多い」という意識をなくしていくことが、差別のない社会につながります。

部落差別解消推進法の施行を踏まえ、公的機関や企業では、差別を受けた人、差別を見聞きした人が相談しやすい窓口の充実や、相談から問題解決へとつなげていく取組をさらに進めていく必要があります。

また、行政職員や児童生徒、保護者及び教職員等あらゆる人を対象として、学校や地域等さまざまな場所で、部落差別(同和問題)についての学習や研修の機会を確保し、教育や啓発の取組をより一層推進する必要があります。

インターネット上の差別事象に対しては他の人権課題と併せてモニタリング活動を進めるほか、国や府による法整備、管理者及びプロバイダー等の取組を注視していきます。

主な動向

		主な内容
昭和40年(1965年)	府	・同和对策審議会答申
昭和43年(1968年)	市	・狭山町同和教育研究協議会(現:人権教育研究協議会)発足
昭和44年(1969年)	国	・「同和对策事業特別措置法」施行
昭和57年(1982年)	国 国	・「同和对策事業特別措置法」失効 ・「地域改善対策特別措置法」施行
昭和60年(1985年)	府	・「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」制定

		主な内容
昭和62年(1987年)	国	・「地域改善対策特別措置法」失効
	国	・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
平成9年(1997年)	国	・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」改正施行
平成11年(1999年)	市	・「大阪狭山市同和行政基本方針」策定
平成14年(2002年)	国	・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効
平成28年(2016年)	国	・「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

<参考>「大阪狭山市人権に関する市民意識調査報告書(平成30年(2018年)3月作成)」より

●部落差別(同和問題)に関する意識

	調査数	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
(1) 家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶときに同和地区や同和地区と同じ小学校区は避けたい	540 100.0%	110 20.4%	169 31.3%	160 29.6%	89 16.5%	12 2.2%
(2) 同和問題は自然になくなるので、ことさら差別について言わないほうがいい	540 100.0%	197 36.5%	162 30.0%	109 20.2%	57 10.6%	15 2.8%

●差別に関する意識

	調査数	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない	無回答
(1) 私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	540 100.0%	415 76.9%	108 20.0%	8 1.5%	2 0.4%	7 1.3%
(2) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	540 100.0%	29 5.4%	231 42.8%	160 29.6%	110 20.4%	10 1.9%
(3) 差別を受けてきた人に対しては、公的支援が必要である	540 100.0%	107 19.8%	238 44.1%	144 26.7%	35 6.5%	16 3.0%
(4) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ	540 100.0%	162 30.0%	246 45.6%	67 12.4%	53 9.8%	12 2.2%

2.女性の人権

概 要

人びとの意識や行動、社会制度や慣行、伝統的なものの中には、女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識※に根づいたものがあり、このことが家庭や職場において男女差別やハラスメントを生む原因となっています。

法律や制度の整備が進められ、さまざまな分野への女性の社会参加が進み、現在では全体の約5割の女性が就業しています。しかし、内訳をみると正社員として働く女性より、パート雇用や非正規雇用で働く女性の割合が高い状態です。これは、依然として結婚や妊娠を機に離職する女性が多くみられ、一旦離職した女性が復職する際には、パート雇用や非正規雇用といった雇用形態でしか社会復帰しにくい傾向があるため、女性が社会での地位や立場を向上できない原因となっています。

また、女性の社会進出に伴って、職場では女性が働きやすい環境の整備が求められていますが、「男性は仕事、女性は仕事も家庭も」と、より一層女性の負担が増えている事例も見られます。男性中心型労働慣行※が根強く残る中で、各職場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の導入もなかなか進んでいないため、「家事と育児の両立」についての理解が乏しい職場では、各種ハラスメント（マタニティハラスメント※など）の被害に苦しんで離職するケースもあります。また、「女性は補助的な役割を担うものだ」といった女性蔑視の意識が根強く残っている職場では、女性の管理職への登用が進んでおらず、未だに女性が意思決定に加わることができない風潮も残っています。

その他にも、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））※に対する全国的な相談件数は高水準で推移しており、面前DV※などによる子どもへの影響や、児童虐待が相互に重複して発生していることなどを踏まえ、関係機関が連携して対応していく必要があります。

最近では、アダルトビデオ出演強要問題※やJKビジネス※、デートDV※や性犯罪、売買春、ストーカー行為など、主に若年層の女性が被害に遭う問題も数多く発生しており、女性が安心して社会へ参画するためには、女性が身体的、精神的に安全に暮らせる環境づくりが大切です。

これまでの市の取組状況

平成31年（2019年）3月に策定した「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版」に基づいて各種事業を実施しており、毎年男女共同参画推進懇話会や男女共同参画推進本部会議にて、全庁的な進捗状況を把握検討し、本プランに基づいた施策の推進に努めています。

令和3年（2021年）に「DV被害者支援連絡会議」を設置し、関係する職員同士の部局を越えた連携強化を図っています。

平成20年（2008年）に男女共同参画推進の拠点として設置した「男女共同参画推進センター（きらっとぴあ）」では男女共同参画に関する講座を開催したり、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動の実施期間に合わせた啓発活動を行っています。

また、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、仕事や学校での悩みや不安を抱える女性のために、専門の女性カウンセラーが相談に応じる「女性のための相談」を毎月実施しています。

今後の課題と対応

女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができるジェンダーフリー※の社会を作るためには、女性が経済的・社会的弱者へと追いやられやすい社会構造の変革が必要です。福祉や雇用等といったあらゆる分野で、男女共同参画推進のための条件整備を一層進める必要があります。

職場環境においては相談窓口を設置し、社内研修や各種ハラスメントがあったときには指摘し合えるような風通しの良い環境づくり、職員同士が支え合える人間関係の構築が必要です。また、男性型であった社会構造を抜本的に変化させていくためには、女性管理職を意図的・積極的に増やしていくことも重要であり、そのための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も積極的に導入していく必要があります。

また、地域社会においては、未だ性差別の意識が根強く残っている場合もあるため、若い世代だけでなく幅広い世代に対して啓発していきます。

主な動向

		主な内容
昭和54年(1979年)	外	・「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」採択
昭和56年(1981年)	府	・「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定
昭和60年(1985年)	国	・「女性差別撤廃条約」批准
	国	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
平成3年(1991年)	国	・「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」施行
平成6年(1994年)	市	・大阪狭山市女性政策推進本部設置
平成7年(1995年)	市	・大阪狭山市女性問題行動計画「おおさかさやまいきいき女性プラン」策定
平成11年(1999年)	国	・「男女共同参画社会基本法」施行
平成12年(2000年)	国	・「男女共同参画基本計画」策定
	国	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」改正施行
平成13年(2001年)	国	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」施行
	府	・「おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画計画）」策定

		主な内容
平成14年(2002年)	府	・「大阪府男女共同参画推進条例」施行
平成17年(2005年)	市	・「大阪狭山市男女共同参画プラン(第2期)」策定
平成19年(2007年)	市	・「大阪狭山市男女共同参画推進条例」施行
平成20年(2008年)	市	・「大阪狭山市男女共同参画推進センターきらっとぴあ」開設
平成25年(2013年)	市	・大阪狭山市男女共同参画推進懇話会設置
平成26年(2014年)	国 市 市	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」改正施行 ・大阪狭山市男女共同参画都市宣言 ・「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」策定
平成27年(2015年)	国	・「第4次男女共同参画基本計画」策定
平成28年(2016年)	国 府	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 ・「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定
平成29年(2017年)	国 国 国 府	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」改正施行 ・性犯罪に関する刑法改正施行 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行 ・「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定
平成30年(2018年)	国	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
令和元年(2019年)	国 府 市	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正施行 ・「大阪府犯罪被害者等支援条例」施行 ・「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン 改定版」策定
令和2年(2020年)	国 国	・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和3年(2021年)	府	・「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」策定

3.障がい者の人権

概 要

障がい者が地域社会で暮らしていくうえで、いまだにさまざまな障壁（しょうへき）＝バリアがあります。

例えば、歩道の段差やスロープの未整備といった「物理的障壁」、音声案内や字幕放送などの不足による「文化・情報面の障壁」、障がいを理由とした入学や就労に際しての「制度面の障壁」、障がい者に対する無理解や認識不足から生じる「意識上の障壁」などです。これらの障壁によって、障がい者の自立と社会参加が阻まれることが多く見受けられます。

また、医療機関において不当な処遇を受けたり、介助者等による虐待など人権侵害にかかる事例も発生しています。

障がいのあるなしに関わらず、人権が尊重される共生社会の実現のためには、障がい者への合理的配慮※の提供や、障がい者へのより一層の理解の促進が求められています。

これまでの市の取組状況

市では、障がい者地域活動支援センターや基幹相談支援センター等を設置して、障がい者の相談・活動支援体制を整え、平成28年(2016年)に「大阪狭山市障がい者差別解消法ガイドライン」を策定しました。

平成22年度(2010年度)には、発達障がい児等支援事業「手をつなGO!」を開始し、発達障がい児等の子育て支援を行っています。

また、毎年障がい者週間(12月3日から9日まで)に合わせて街頭啓発を実施したり、精神障がい者の理解を促進するための事業として、作品展示や講演会を実施したりしています。

歩道については、計画的に整備・改修を行い、段差解消や市内3駅のホームに内方線付き点状ブロックを設置するなどして、バリアフリー化を進めています。

今後の課題と対応

障がい者がより生活をしやすいよう、まだ整備の進んでいないあらゆる場所や場面で、順次ユニバーサルデザイン※の導入を進めていきます。

障がい者が個人として尊重され、自ら望む生活を主体的に選択し、決定し、行動することを阻むさまざまな障壁をなくすために、すべての人が社会からのサービスを平等に享受でき、主体的な意思と能力に基づいて社会に参加できる機会が平等に確保されるよう、障がい者への合理的配慮についての理解を浸透させ、インクルーシブ社会※の実現をめざします。

また、障がいのある児童・生徒が共に学び、共に育つ教育を進めることを通じて障がい者への理解を促すとともに、医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、障がい児や難病児の教育を受ける権利を保障することが大切です。

主な動向

		主な取組内容
平成5年(1993年)	国	・「障害者基本法」施行
平成10年(1998年)	市	・「大阪狭山市障害者計画」策定
平成18年(2006年)	外 市	・「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」採択 ・「大阪狭山市障がい福祉計画」策定
平成20年(2008年)	市	・「第2次大阪狭山市障害者計画」策定
平成21年(2009年)	市	・「第2期大阪狭山市障がい福祉計画」策定
平成23年(2011年)	国	・「障害者基本法」改正施行
平成24年(2012年)	国 市	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行 ・「第3期大阪狭山市障がい福祉計画」策定
平成25年(2013年)	国 国	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」施行
平成26年(2014年)	国 府	・「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」批准 ・「大阪府発達障がい児者支援プラン」策定
平成27年(2015年)	府 市	・「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」策定 ・「第4期大阪狭山市障がい福祉計画」策定
平成28年(2016年)	国 国 府 市	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」改正施行 ・「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」制定 ・「大阪狭山市障がい者差別解消法ガイドライン」策定
平成30年(2018年)	府 市 市	・「第4次大阪府障がい者計画(後期計画)」策定 ・「第3次大阪狭山市障がい者計画」策定 ・「第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」策定
令和元年(2019年)	国	・「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」施行
令和2年(2020年)	市	・「大阪狭山市手話言語条例」施行

		主な取組内容
令和3年(2021年)	府 市	・「大阪府障がい者差別解消条例」改正施行 ・「第6期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」策定

4.高齢者の人権

概 要

昭和45年(1970年)に日本は高齢化社会に突入し、その後、平成6年(1994年)には高齢社会、平成19年(2007年)には超高齢社会※となりました。諸外国に比べて、日本は高齢化の速度がとても速く、超高齢社会に対応したシステムが十分に確立していないことから、高齢者への差別やひとり暮らしの高齢者の孤立、介護者不足といった社会問題が生じています。

高齢者の介護は、長期化、重度化する傾向にあり、介護疲れや認知症に対する理解不足等による高齢者虐待につながってしまう恐れがあります。また、インターネットなど情報通信技術の発達、生活の利便性の向上につながる反面、高齢者にとっては取り扱いにくい側面もあり、社会参加を阻害するおそれがあります。

これまでの市の取組状況

市では、「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者やその家族の総合相談窓口として地域包括支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センター、権利擁護センター及び生活サポートセンター等、市社会福祉協議会と緊密な連携を図っています。

中学校区ごとに1名ずつのコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域課題や要介護者を発見し、相談につながることで、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう相談支援体制を整えています。併せて、民生委員・児童委員をはじめ、地区福祉委員会や老人クラブ会員等がひとり暮らしなどの援護が必要な高齢者の見守り活動などを行っています。

また、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、教養を学ぶことができる「熟年大学」を開校しているほか、「シルバー人材センター」を活用し、豊富な知識や経験、技能を持った就業意欲のある高齢者の就業機会の増大を図り、高齢者が地域とつながり合い、孤立せずいきいきと生活できる環境づくりに努めています。

その他、「認知症サポーター」の養成などに取り組み、地域ぐるみでの見守り・支え合いを通じた認知症支援の体制づくりを推進しています。

今後の課題と対応

ひとり暮らしの高齢者、認知症や障がいのある高齢者を中心に、高齢者が日常生活において財産を詐取されたり、暴力やいじめにあうといった人権侵害が後を絶ちません。

また、介護サービスを受けるにあたり、不十分な説明によって高齢者が不利益をこうむったり、施設内で身体的・精神的な虐待を受けることも考えられます。

このような中、高齢者に対しての防犯上の注意喚起や、生活の見守りといった支援を、より一層充実するとともに、介護サービスにおける利用者保護の体制の確立が求められます。

主な動向

		主な取組内容
昭和57年(1982年)	外	・「高齢者問題国際行動計画」採択
平成6年(1994年)	府 市	・「ふれあいおおさか高齢者計画」策定 ・「大阪狭山市老人保健福祉計画」策定
平成7年(1995年)	国	・「高齢社会対策基本法」施行
平成12年(2000年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定
平成14年(2002年)	外	・「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」採択
平成15年(2003年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第2期介護保険事業計画」策定
平成18年(2006年)	国 国 市 市	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 ・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」策定 ・「地域包括支援センター」開設
平成21年(2009年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」策定
平成24年(2012年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」策定
平成25年(2013年)	国	・「高年齢者雇用安定法」改正施行
平成27年(2015年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」策定
平成28年(2016年)	国	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」改正施行
平成30年(2018年)	府 市	・「大阪府高齢者計画2018」策定 ・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」策定
令和2年(2020年)	市	・「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」策定

5.子どもの人権

概 要

人権は大人も子どもも関係なく、すべての人に備わっている権利です。子どもは親の従属物、所有物ではなく、人権の主体として大人と同様に尊重されなければなりません。子どもは社会の「宝」であり、社会全体で見守り、育てていくべき大切な存在です。

しかし、核家族化が進み、世代間における知恵の継承や、地域全体での子育てといった従来までは地域が担っていた機能が低下し、親にのみ育児の負担が大きくなっている家庭も見受けられ、「育児疲れ」や「しつけのため」といった理由で子どもを虐待し、死亡させてしまうという痛ましい事件が全国で発生しています。

また、以前から社会問題となっている仲間はずしや言葉・暴力による「いじめ」についても、SNSの普及により、LINE等といったコミュニケーションツール内でのいじめ等も発生しており、いじめの実態把握や対応が、より一層難しくなっています。

そのほか、不登校、教員からの体罰やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、援助交際や児童ポルノといった問題に加え、JKビジネスや高額なアルバイトを装って詐欺集団の受け子を作るといった新たな手口により、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

貧困世帯で育った子どもが、家庭の事情により本来受けるべき教育を受ける機会を失い、その結果、貧困から抜け出すことができないといった貧困の連鎖※についても社会問題となっており、子どもの貧困対策が求められています。

これまでの市の取組状況

市では、平成29年(2017年)に「大阪狭山市いじめ防止基本方針」を策定し、平成30年(2018年)には「大阪狭山市人権教育基本方針」を改訂、令和2年(2020年)には「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」(さやまっ子のびのびプラン)や「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定しました。

上記方針等をもとに、いじめ問題等対策委員会の設置や、家庭相談員の配置等、いじめや児童虐待の早期発見や防止に努めています。

子どもたちの放課後の居場所として、「さやま元気っこ推進事業」を各小中学校で実施しています。また、子どもを犯罪から守るために「まもろう子ども」事業を実施するなどして、子どもの居場所づくりや安全確保に努め、子どもたちがいきいきと安心して成長できる環境づくりに取り組みました。

小・中学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して児童・生徒や保護者の相談に応じたり、「フリースクールみ・ら・い」にて指導員や学生ボランティアによる不登校児童・生徒の支援活動等を行っています。

また、貧困の連鎖を断ち切り、家庭の事情にとらわれることなく学習できる環境を提供するために「生活困窮者子どもの学習支援事業」を実施しています。

今後の課題と対応

子どもは「守られるべき存在」であると同時に、等しくすべての人に備えられた「権利の主体」であるという認識を広め、子どもが一人の人間として、意思や権利を尊重されながら、自らが主体的に選択し、決定し、行動していく力を育ていけるように、社会全体で子どもを見守り、育てていくという意識づくり・体制づくりを、より一層推進していきます。

また、子どもの権利が侵害されたときに助けを求めることができるよう、子どもが相談できる窓口を複数設置し、被害を早期発見できるシステムの構築を図っていきます。

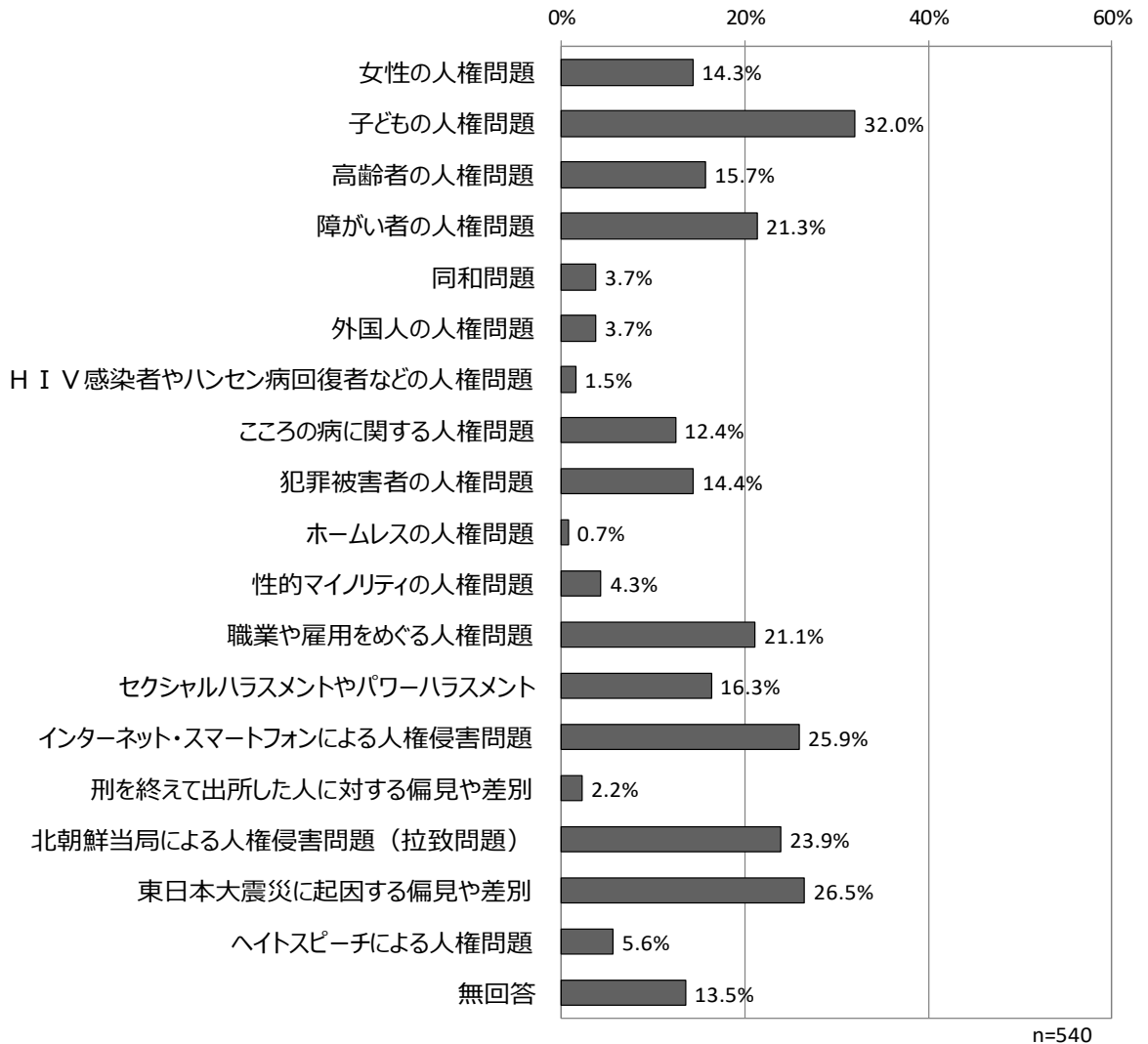
主な動向

		主な内容
昭和22年(1947年)	国 国	・「教育基本法」施行 ・「学校教育法」施行
昭和23年(1948年)	国	・「児童福祉法」施行
昭和34年(1959年)	外	・「児童の権利宣言」採択
平成元年(1989年)	外	・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
平成11年(1999年)	国	・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行
平成12年(2000年)	国	・「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行
平成13年(2001年)	市	・「大阪狭山市人権教育基本方針」策定
平成15年(2003年)	国	・「次世代育成支援対策推進法」施行
平成17年(2005年)	府	・「大阪府人権教育推進計画」策定
平成18年(2006年)	市	・「子育て支援センター“ぽっぴえん”」開設
平成19年(2007年)	府	・「大阪府子ども条例」施行
平成21年(2009年)	国 国 府	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」施行 ・「携帯・ネットいじめ等への対処方法プログラム」作成
平成22年(2010年)	国	・「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成23年(2011年)	府	・「大阪府子どもを虐待から守る条例」施行

		主な内容
平成24年(2012年)	府 市	・「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」施行 ・放課後子ども教室事業開始
平成25年(2013年)	国	・「いじめ防止対策推進法」施行
平成26年(2014年)	国 国 国 府 府	・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」策定 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 ・「大阪府発達障がい児者支援プラン」策定 ・「大阪府いじめ防止基本方針」策定
平成27年(2015年)	国 府 府 府 市 市	・「子ども・子育て支援法」施行 ・「大阪府人権教育推進計画」改定 ・「大阪府子ども総合計画」策定 ・「第二次大阪府社会的養護体制整備計画」策定 ・「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」(さやまっ子のびのびプラン)策定 ・「第1期大阪狭山市教育振興基本計画」策定
平成28年(2016年)	国 国	・「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」施行
平成29年(2017年)	国 市	・「次世代育成支援対策推進法」改正施行 ・「大阪狭山市いじめ防止基本方針」策定
平成30年(2018年)	国 国 市	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」改正施行 ・「児童福祉法」改正施行 ・生活困窮者子どもの学習支援事業開始
令和元年(2019年)	国 国 国 府 市	・「子ども・子育て支援法」改正施行 ・「児童福祉法」改正施行 ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」策定 ・「子育て支援・世代間交流センター“UPっぶ”」開設
令和2年(2020年)	市 市	・「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」(さやまっ子のびのびプラン)策定 ・「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」策定

<参考>「大阪狭山市人権に関する市民意識調査報告書（平成30年（2018年）3月作成）」より

問：人権問題のうち、あなたが急いで対応すべきものはどれだと思いますか。（該当するものを3つまで記入）



一番割合が高かったものは、「子どもの人権問題」、続いて「東日本大震災に起因する偏見や差別」、「インターネット・スマートフォンによる人権侵害問題」でした。

子どもがインターネット・スマートフォンによる人権侵害問題にも巻き込まれることも多く、多面的に子どもの人権を守っていく必要があります。

6.外国籍の方、外国にルーツのある方の人権

概 要

近年、日本では国際化が飛躍的に進み、日本国内で外国籍の方が幅広い分野の職業に従事したり、結婚して生活拠点を日本に移したり、留学や旅行等で来日する方も増加するなど、外国との人的・物的交流が盛んになりました。

しかし、単一民族や単一文化といった誤った認識のもと、同質化を求め、異質なものを排除しようとする意識も未だ根強く残っており、差別的な内容の落書きや、外国籍の方の入居・入店拒否、賃金や労働時間が日本人と異なる等、差別的な対応や不利益な扱いを受ける事例が見受けられます。

また、その文化、言語、生活習慣、価値観等への理解やコミュニケーションが不十分であることから、外国籍の方に対する偏見があり、生活拠点を日本に移した外国籍の方が、地域の中で孤立したり、騒音やゴミ出し等で地域住民と摩擦が生じることもあります。

さらに国籍にかかわらず、父・母の両方、またはそのどちらかが外国出身者であるといった外国にルーツのある方が、髪の色や肌の色が違うというだけでいじめにあったり、差別的な扱いを受けたりすることも多々あり、人種や民族に関する偏見が今も根強く残っています。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）についても問題となっています。ヘイトスピーチは人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を助長させる行為であり、決して許されるものではありません。

これまでの市の取組状況

市では毎年「人権を考える市民のつどい」を開催しており、令和元年度（2019年度）には韓国の伝統舞踊等を舞台上で披露していただく場を設けたり、他国の伝統打楽器の演奏や遊び、料理などを通じて、他国の文化を学ぶワークショップを開催するなどして、市民が外国の文化を知る機会を提供しています。

また、日本語の学習支援や外国出身者の交流・相談の場の提供のために、市では、在住外国出身者のための日本語読み書き教室を、「てとてとクラブ」と共催しています。

今後の課題と対応

世界人権宣言や国際人権規約の趣旨の普及のための啓発をはじめ、一人ひとりの人間性を尊重し、さまざまな文化や多様性を認めあう意識を養っていくなど、多文化共生社会の形成をめざします。また、外国語での案内表示を充実させ、外国籍や外国にルーツのある児童・生徒を受け入れられる体制を整えるなどし、すべての人が安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

また、外国籍の方や、外国にルーツのある方も、共にまちづくりを担う市民として活躍できるよう、地域での関係づくりを支援していきます。

主な動向

		主な内容
昭和40年(1965年)	外	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
平成14年(2002年)	府	・「大阪府在日外国人施策に関する指針」策定
平成24年(2012年)	国	・「住民基本台帳法」改正
平成28年(2016年)	国	・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
令和元年(2019年)	国 国 府	・「出入国管理及び難民認定法」改正施行 ・「日本語教育の推進に関する法律」施行 ・「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例)」施行

7.感染症等に関する人権

概 要

日本ではこれまで、HIV感染症・エイズやハンセン病等病気に対する誤った認識や偏見によって、法律で隔離を強制したり、感染者や患者に対して就職拒否や入居拒否を行うなどといった人権侵害が発生しました。

令和2年(2020年)に発生した新型コロナウイルス感染症では、「感染した人が悪い」といった風潮が起こり、感染が確認された人の家に落書きや石が投げ込まれたり、医療・介護従事者、保育士、物流従事者といったエッセンシャルワーカーやその家族が、感染していないにもかかわらず保育所から預かりを拒否されたり、インターネット上に誹謗中傷が書き込まれる等、不当な差別事例が発生しました。

いずれの事例も感染症に対する不安等により、間違った情報に翻弄されて、偏見や差別に基づいた行動をしてしまっており、一人ひとりが病気についての正確な情報を得て、冷静に行動することが求められます。

これまでの市の取組状況

市ではこれまで、ハンセン病の正しい知識についての理解を深めるために、大阪狭山市人権協会と共催してさまざまな人権啓発事業を実施しています。また、大阪府や大阪府人権協会が行う事業とも連携を取り、あらゆる機会を通して啓発活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、啓発物品の作成やホームページ等を通じて、随時新型コロナウイルス感染症についての正しい情報提供に努め、人権への配慮についての呼びかけを行いました。

今後の課題と対応

依然として偏見や差別、プライバシーの侵害などの問題が生じているため、HIV感染症・エイズやハンセン病等に関する正しい知識や患者・感染者に対する理解を深め、偏見や差別の解消を図っていきます。

また、今後も新型コロナウイルス感染症のような、新たな感染症が発生する可能性もありますが、感染症等に関する差別は、誰でも当事者になり得る問題であり、他人事ではありません。そういったことが起きてもデマや誤報に惑わされることなく、一人ひとりが人権意識を持って行動できるよう、啓発していきます。

主な動向

		主な取組内容
平成8年(1996年)	国	・「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成10年(1998年)	国	・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
平成13年(2001年)	国	・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平成21年(2009年)	国	・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

		主な取組内容
令和元年(2019年)	国 国	・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」改正施行
令和3年(2021年)	国	・「新型コロナウイルス等対策特別措置法を一部改正する法律」施行

<参考>

○ハンセン病

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる慢性の細菌感染症です。らい菌の感染力は極めて低く、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、現在では治療方法が確立しており、早期発見・早期治療により後遺症を残すことなく治る病気になっています。握手や抱擁で伝染したり、遺伝したりする病気でないこともわかっています。

しかし、明治時代に「ハンセン病は感染症」とあるという情報が日本にも入っていたにもかかわらず、以前から信じられていた遺伝病説は消えず、一方で必要以上に感染症であることが強調されて社会に広まったことにより、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられ、明治40年(1907年)に法律第11号「癩予防ニ関スル件」が制定されてから、平成8年(1996年)に「らい予防法」が廃止されるまでの90年間にわたって法律による強制的な隔離が行われていました。

病気について正しく理解されず、特別な病気として取り扱われたことが偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に対して、長年にわたり大きな苦難と苦痛を強いてきました。

○HIV感染症・エイズ

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいます。

感染力は弱く、感染経路も限られていることから、正しい予防知識を身につけていれば日常生活で感染することはありません。

○新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、ウイルス性の呼吸器感染症の一種です。発症すると、発熱やのどの痛み、強いだるさなどがありますが、無症状の人もあります。一般的には飛沫感染※、接触感染※で感染します。新型コロナウイルスは自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。新型コロナウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず、表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは、時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。

マスクの着用や、流水や石けんを使った手洗い、手指消毒用アルコールが感染予防に有効とされています。

8.情報化社会における人権

概 要

情報化社会の進展は多くの利便性と豊かさを私たちの生活にもたらしましたが、その一方で個人が匿名で容易に情報を発信することができるため、表現が過激になったり、差別を助長するような有害な情報が掲載されるなど、危険な側面があります。そのため、インターネット上で特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷するといった名誉毀損や、元交際相手からのリベンジポルノ※といった悪質なプライバシー侵害といった問題が生じており、利用者の責務の自覚や法の遵守が求められます。

インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれることもあり、コミュニティサイト等を悪用した児童買春や児童ポルノ等、重大かつ悪質な犯罪が多発しています。その他、SNSを利用した子ども間のいじめについても社会問題となっています。

また、申請書や契約書といった生活に関わるさまざまな文書の電子化が進んでおり、個人情報が全国的なコンピュータネットワークにより利用されるようになったため、その運用にあたってはプライバシーの確保等に十分留意する必要があります。

これまでの市の取組状況

市では、小・中学校でのICT教育・情報モラル教育を進め、子どもたちが安全・適切にインターネットを利用できる知識を養い、インターネットを利用した犯罪に巻き込まれないよう指導しています。

平成10年(1998年)に「大阪狭山市個人情報保護条例」を制定し、オンライン結合※できる事務を限定することで個人情報の漏えいの防止に努めており、特定個人情報についても、平成28年(2016年)に「大阪狭山市情報セキュリティポリシー」を改定し、その規定に則って適切に特定個人情報を管理、運用できる仕組みを整えています。

また、令和2年(2020年)から、インターネット上に差別的書き込みがなされていないか定期的に確認するモニタリング活動を試行実施しています。

今後の課題と対応

私たちには表現の自由が保障されていますが、他者の人権を侵害するような表現は許されるものではありません。一度インターネット上に掲載された情報は、削除することは極めて困難であるため、情報の発信者一人ひとりのモラルと人権意識を高め、「自らが発信する情報に責任を持つ」という意識の浸透を図っていきます。

利用者のメディア・リテラシー※を高めるための研修・教育・啓発を実施して、受け取ったさまざまな情報に惑わされることなく、情報を取捨選択していく力を高めていくことが大切です。また、子どもがインターネットを利用する際には、フィルタリング機能※を利用するなどして、大人が子どもの安全を保てる環境づくりをすることも大切です。

主な動向

		主な取組内容
平成8年(1996年)	府	・「大阪府個人情報保護条例」施行
平成10年(1998年)	市	・「大阪狭山市個人情報保護条例」施行
平成12年(2000年)	国	・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」施行
平成14年(2002年)	国	・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行
平成15年(2003年)	国 市	・「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」制定 ・「大阪狭山市情報セキュリティポリシー」策定
平成21年(2009年)	国	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成25年(2013年)	国	・「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)」改正施行
平成26年(2014年)	国	・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行
平成28年(2016年)	市	・「大阪狭山市情報セキュリティポリシー」改定
平成29年(2017年)	国	・「個人情報保護法」改正施行
平成30年(2018年)	国	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」改正施行

9.性自認・性的指向に関する人権

概 要

「性」には、生物学的な性(からだの性)、性自認(こころの性)、性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)の3つの要素があります。

生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ※がいます。

性自認については、たとえばこころの性は女性であるのに、からだの性が男性であるが故に、男性トイレの使用を強要されたり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受けたりして苦しんでいる人がいます。

性的指向については、からだの性が同性の人に対して好意を持つ同性愛等に対して、根強い偏見や差別があります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり変えたりできるものではありません。性的マイノリティに関する社会的な理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見に多くの当事者が生きづらさを感じています。

これまでの市の取組状況

市では平成30年(2018年)に「大阪狭山市人権教育基本方針」の改定を行い、LGBT(※次頁参考)の理解啓発に関する内容を盛り込みました。

市内の中学校では制服を自認する性に応じて自分で選択することができたり、一部の小学校では帽子の形を選択できる、もしくは帽子を男女統一した形に変更したりして、性的マイノリティの児童・生徒が在籍することを念頭に置いた配慮に努めています。

平成30年度(2018年度)には、教職員向けにLGBTに関する研修や、生徒向けにLGBTの理解啓発事業を実施し、LGBTについての正しい理解の促進に取り組んでいます。

啓発活動としては、市人権協会の研修会や、市民を対象とした人権連続講座等で、当事者による講演会を開催し、人権を考える市民のつどいにて映画を上映しました。

今後の課題と対応

性の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消に向けて、啓発や教育を推進していきます。

また、現行の事業や今後実施していく事業の中で、必要以上に性別による区別がなされないよう配慮します。

		主な取組内容
平成16年(2004年)	国	・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
令和元年(2019年)	府	・「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」施行
令和2年(2020年)	府	・「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」開始

<参考>

○性的指向についてのマイノリティ

・Lesbian(レズビアン)

女性の同性愛者(心の性が女性で恋愛対象も女性)

・Gay(ゲイ)

男性の同性愛者(心の性が男性で恋愛対象も男性。)

・Bisexual(バイセクシュアル)

両性愛者(恋愛対象が女性にも男性にも向いている。)

○性自認についてのマイノリティ

・Transgender(トランスジェンダー)

出生時に決定した性(からだの性)とは異なる性を自認する人。

上記の各語の頭文字を取って、性的マイノリティの総称として「**LGBT**(エル・ジー・ビー・ティー)」と表現されています。

性的少数者は、LGBT以外にも男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人(Q:クィア、クエスチョニング)など、さまざまな人々がいます。(法務省人権擁護局HP参照)

また、最近ではLGBTというカテゴリーで分けるとその人が特別な存在に印象付けてしまう恐れがあるため、すべての人が当事者であるという意味あいでの「SOGI」という言葉で表現することもあります。

・SOGI

「**S**exual **O**rientation:性的指向」「**G**ender **I**dentify:性自認」の頭文字を取った言葉。SOGIはすべての人が持っている、それぞれの性的指向あるいは性別に対するアイデンティティを意味します。

10.就労に関する人権

概 要

一般的に労働者は雇用主よりも弱い立場にあり、不当な労働条件を押し付けられやすい傾向にあります。そのため、採用選考時に本人の適正や能力とは関係のない本籍地や家庭環境、思想等についての質問をして採用の判断をしたり、身元調査が実施されたりすることがあります。また、性別や国籍によって労働条件の差異を設けたり、採用段階で女性や障がい者が差別されたりなど、さまざまな形で就職差別が存在しています。

また、職場内では、ジェンダー※意識に基づく固定的役割分担をはじめとした男女差別やいじめが存在します。その他、パワーハラスメント、セクシュアル・ハラスメントといった各種ハラスメントの問題、加重労働・サービス残業等を強要するブラック企業の問題など、職場内での人権侵害も数多く発生しています。

これまでの市の取組状況

市では、毎年、大阪狭山市企業人権協議会と大阪狭山市商工会と共催で、人権問題企業啓発講演会を開催しています。

地域就労支援センターでは、就労に関する相談の受付、ハローワークからの求人情報の提供や、職業訓練等の紹介、障がい者への支援として、雇用・就労の実現を支援するC-STEP事業への推薦を実施しています。

また、公正な採用選考に関する情報等を市企業人権協議会を通じて加入企業・団体等に、随時情報提供するとともに、毎年6月の就職差別撤廃月間に合わせ、広報誌での周知及び街頭啓発活動等を実施しています。

雇用機会の拡大に向けた取組としては、国や府及び地域の関係機関と連携して求人・求職フェア等を実施し、地域就労支援事業の充実を図っています。

さらに、生活サポートセンターを設置して、ひきこもりや生活の立て直しを希望する方の支援を実施し、生活困窮者については、就労自立に向けて就労準備支援事業を実施しています。

今後の課題と対応

雇用主に対する人権教育の充実や一定規模以上の事業所に置かれる公正採用選考人権啓発推進員制度を活用した教育の強化を図るとともに、人権に関する広範な教育の推進が大切です。

雇用や就業は、障がい者の自立や社会参加のための重要な支点となるため、障がい者が能力を最大限に発揮し、適正に応じて働くことのできる社会をめざす必要があります。

また、男女雇用機会均等法等の周知・啓発に努め、社会全体の人権意識の更なる向上を図ります。

主な動向

		主な取組内容
昭和60年(1985年)	国	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行
平成4年(1992年)	国	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行
平成5年(1993年)	国	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行
平成24年(2012年)	国	・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣)」改正施行
平成28年(2016年)	国 国	・「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」改正施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
平成29年(2017年)	国	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」改正施行
令和元年(2019年)	国 国 国 国	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」改正施行 ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣)」改正施行 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」施行 ・「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行
令和2年(2020年)	国	・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」改正施行

11.災害に伴う人権

概 要

近年、日本国内では平成23年(2011年)に発災した東日本大震災など多くの災害が発生し、たくさんの方々が長期間にわたり避難所での生活を余儀なくされました。

避難所での生活では、プライバシーの確保や、女性、高齢者、障がい者、外国籍の方への十分な配慮が行き届かないことが問題となりました。また、長期に渡る避難生活による被災者のストレスが原因で、嫌がらせやいじめ等も発生しました。

福島第一原子力発電所の事故の際には、偏見や根拠のない思い込み、風評による被害が生じました。

災害は全国どこでも発生しうるものであり、誰でも被災者になる可能性があります。そして、被災者は生活拠点や働く場所、大切な家族等を失うといった出来事に遭遇し、大きな精神的ダメージやストレスを抱えることがあります。支援者はそういった被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援することが大切です。

これまでの市の取組状況

災害から市民の生命と財産を守ることを目的として、市民への自助・共助への意識高揚に関する取組を行い、市役所本庁舎をはじめとした公共施設の耐震化、自主防災組織の結成や災害ボランティアネットの運営等を行い、総合的な防災対策を講じています。

「大阪狭山市避難行動要支援者登録制度」では、高齢者や障がい者等で避難する際に支援が必要な方が「避難行動要支援者名簿」に登録することで事前に要支援者の情報を把握し、災害時に要支援者が逃げ遅れることのないよう、避難行動要支援者支援班を設置する等して、平常時から備えを進めています。

また、いざというときのための知識や技術を習得できる「安全安心スクール」事業や、市内の子どもたちを対象とした防災ポスターコンクール等の実施を通じて、災害について考える機会を提供し、身近な問題としてとらえてもらえるよう働きかけています。

今後の課題と対応

災害に伴う人権については、認識が徐々に広まり、近年積極的に対応策についての検討がされるようになってきています。避難所のバリアフリー化など、災害時の物理的な備えに併せて、平常時からすべての人が安全に避難できるように、災害時に弱者となりうる人を想定したうえでの避難計画を策定し、避難訓練を行っています。また、防災に関する政策・方針決定過程や、防災現場に女性が参画し、男女双方の視点に配慮した避難所運営となるよう、各種計画等へ反映させていきます。

また、すべての人に災害情報がいきわたるよう、情報のバリアフリー化も併せて検討していきます。

主な動向

		主な取組内容
平成22年(2010年)	市	・「大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン」策定
平成25年(2013年)	国	・「災害対策基本法」改正施行
	国	・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」策定
平成26年(2014年)	市	・「大阪狭山市地域防災計画」改定
平成27年(2015年)	府	・「避難行動要支援者支援プラン作成指針」改定
平成28年(2016年)	市	・「大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン」改定
平成29年(2017年)	市	・「大阪狭山市避難行動要支援者支援プラン」改定
令和元年(2019年)	国	・「災害救済法」改正施行

12.さまざまな人権問題

先出した人権課題以外にも、私たちの周りには未だに解決しない、あるいは社会情勢の変化等によって生じたさまざまな人権問題として、主に次のようなものがあげられます。

◆犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為によって受ける直接的な被害のほか、その後の捜査や裁判の過程で精神的負担や時間的・経済的負担を感じたり、マスコミの取材・報道によるプライバシー侵害や興味本位のうわさや中傷などによって名誉が傷つけられたりといった、二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが大切です。

◆刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人への偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが難しいなど、社会復帰をめざす人たちにとって、極めて厳しい風潮があります。出所した本人の更生意欲とともに、周囲の理解と協力が大切です。

◆路上生活者（ホームレス）※の人権

路上生活者（ホームレス）が路上生活に至る原因は、日雇労働者たちの高齢化や、会社の倒産による失業、健康上の問題や家庭内の問題等人によってさまざまです。こうした人は最低限度の生活水準を満たしているとは言い難い状況にあるうえ、嫌がらせや集団暴力の対象となる事件なども発生しています。

路上生活者（ホームレス）の中には、「アパートなどに住み、就職して自活したい」と望んでいる人もいますが、民間賃貸住宅を借りる際や、就職の面接等において、路上生活者（ホームレス）であるというだけで、契約や採用に至らないこともあります。このような偏見をなくし、路上生活者（ホームレス）の自立に向けた支援を行うことが大切です。

◆アイヌの人々の人権

令和元年（2019年）に、アイヌ民族を「先住民族」と初めて表記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（通称「アイヌ新法」）が成立しました。アイヌの人々は、固有の言語や独自の豊かな文化をもっていますが、就職や結婚の際に偏見や差別を受けることがあります。アイヌ文化に対する理解と認識を深めることが大切です。

◆北朝鮮当局による人権問題（拉致問題）

1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮に多くの日本人がその意思に反して連れ去られました。突然家族と引き離され、自由とすべての権利を奪われた拉致被害者とその家族の想いははかりしれません。拉致問題の解決のためには、政府の外交をはじめとするさまざまな取組とともに、一人ひとりが関心と認識を深めて、「不当な人権侵害は決して許さない」という世論を高めていくことが大切です。

人権問題は、前述した問題だけにとどまらず、これらが複合的に生じる場合もあるほか、新たに生起する場合があります。古くからの慣習などの中には、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないうえ、思い込み

や先入観が無意識のうちに差別意識を植え付けてしまうことがあります。こうしたことから、個々の人権について理解を深めることが大切です。

主な動向

		主な取組内容
昭和59年(1984年)	外	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択
平成11年(1999年)	国	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」批准
平成14年(2002年)	国	・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
平成16年(2004年)	府	・「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定(5年毎改定)
平成17年(2005年)	国 国	・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「犯罪被害者等基本計画」策定
平成18年(2006年)	外 国 国 府	・「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「自殺対策基本法」施行 ・「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」策定
平成19年(2007年)	外	・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択
平成27年(2015年)	国	・「生活困窮者自立支援法」施行
平成28年(2016年)	国	・「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」施行
平成29年(2017年)	国	・「ホームレス自立支援法」改正施行
令和元年(2019年)	国 府	・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ新法)」施行 ・「大阪府犯罪被害者等支援条例」施行
令和2年(2020年)	市	・「第4次大阪狭山市地域福祉計画・大阪狭山市地域福祉活動計画(大阪狭山市再犯防止計画)」策定

(I)用語解説

	用 語	説 明
あ行	アダルトビデオ出演強要問題(P. 15)	詐欺(例:モデルと聞いて契約したのに現場に行ったらアダルトビデオの出演だった等)や脅迫的な言動によって、強制的にアダルトビデオに出演させられたり、その出演を拒否すると、多額の違約金を請求されるため、アダルトビデオへの出演を余儀なくされたりする事案が発生している。
	インクルーシブ社会(P. 18)	社会を構成するすべての人が、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができる社会のこと。
	えせ同和行為(P. 12)	部落差別(同和问题)を口実として企業や官公署、個人などに不当な利益や義務のない要求をする行為のこと。
	オンライン結合(P. 30)	複数の電子計算機を通信回線を用いて結合すること。瞬時に大量の情報を送ることができ、事務処理の効率化につながる反面、その取扱いによっては、個人に不利益を与える可能性が高いため、市ではオンライン結合を用いた個人情報の外部提供を原則禁止している。
か行	合理的配慮(P. 18)	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること。 (例) 物理的環境への配慮、意思疎通の配慮など
	固定的な性別役割分担意識(P. 15)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	JKビジネス(P. 15、P. 22)	JK(女子高生)や児童などを雇って、表向きは性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、裏オプション等と称して性的なサービスを客に提供させることを売り物とする営業形態のこと。

	用 語	説 明
さ行	ジェンダー (P. 34)	生物学的な性別 (sex) に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。世の中の男性と女性の役割の違いによって生まれる性別のこと。
	ジェンダーフリー (P. 16)	従来の固定的な性別による役割分担にとらわれず、男女が平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できること。
	性自認 (はじめに、P. 4、P32、P33)	自分自身の性別を自分でどのように認識しているかを示す概念。
	性的指向 (はじめに、P. 4、P32、P33)	恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているかを示す概念。
	性的マイノリティ (P. 32、P.33)	「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性においている人が多数派とされ、これらに当てはまらない人をさす総称。
	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) (P. 15、P. 16)	社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
	接触感染 (P. 29)	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付き、それを他者が触ることで、ウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより、粘膜から感染すること。
た行	男性中心型労働慣行 (P. 15)	勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行のこと。
	超高齢社会 (P. 20)	65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会のこと。
	デートDV (P. 15)	若年層 (大学生や高校生を含む) の結婚していないカップル間で起こる暴言や暴力のこと。

	用 語	説 明
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））（P. 8、P. 15）	家族内で起こる暴力的言動や暴力行為。身体的な暴力だけではなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。
は行	飛沫感染（P. 29）	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、唾など）と一緒にウイルスが放出され、それを他者が口や鼻などから吸い込んで感染すること。
	貧困の連鎖（P. 22）	生活困窮世帯の子どもたちの多くは、その生活実態の中で成長し、必要な学習の機会が与えられないこと等により、自らも生活困窮世帯になるという連鎖が生じていることが社会問題となっている。
	フィルタリング機能（P. 30）	インターネット上のウェブページ等において、あらかじめ指定した条件によって通信を許可したり、遮断したりする機能のこと。
ま行	マタニティハラスメント（P. 15）	妊娠・出産・育児休業等に起因した職場での嫌がらせ行為のこと。
	メディア・リテラシー（P. 30）	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
	面前DV（P. 15）	子どもの見ている前で夫婦間等で暴力をふるうこと。面前DVは子どもへの心理的虐待にあたる。
や行	ユニバーサルデザイン（P. 18）	年齢、性別や障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全・安心で利用しやすいように製品や建造物、生活空間、サービスなどをデザインすること。また、そのプロセスのこと。
ら行	リベンジポルノ（P. 30）	元交際相手への腹いせに、交際中に撮影したプライベートな写真や動画をインターネット等を通じて、不特定多数に流布、公開する行為のこと。
	路上生活者（ホームレス）（P. 38）	定まった住居を失い、公園や河川、道路などを起居の場所として日常生活を営んでいる人のこと。

(2) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例(平成13年6月26日条例第5号)

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等であることは、世界人権宣言にうたわれている。また、日本国憲法では、基本的人権の享有と法の下における平等が保障されている。このような理念の実現には、これまで多くの努力が払われてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害があることなどによる人権侵害が存在しており、また、社会状況の変化等にともない、人権に関する新たな課題も生じてきている。

これらの課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権を特別なものとして考えるのではなく、当たり前のこととして互いの存在や尊厳を認め合うことにより、人権の理念が普遍的な文化として社会に根づく必要がある。

私たちは、こうした人権文化を創造し、はぐくむまちづくりを進めるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権文化をはぐくむまちづくりに関して基本的な事項を定め、もってすべての 人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たって人権文化をはぐくむまちづくりに資するよう努めるとともに、人権教育及び人権啓発に関する施策並びに人権擁護に関する必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において、互いの基本的人権を尊重し、自らがまちづくりの担い手として、人権文化をはぐくむまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第4条 市は、人権文化をはぐくむまちづくりを推進するため、市民との協働及び国、大阪府その他関係団体等との連携を図り、推進体制の整備に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

2 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(3) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則(平成15年7月1日規則第27号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例(平成13年大阪狭山市条例第5号)第5条第2項の規定に基づき、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、人権文化をはぐくむまちづくりに関する重要事項を調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民

(2) 関係団体代表

(3) 学識経験者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、審議会の会議において特に必要があるときは、委員以外の関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に行われる審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成16年3月31日規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月25日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項の規定により新たに委嘱し、又は任命する委員の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、この規則による改正前の大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により現に委嘱し、又は任命している委員の任期とする。

附 則(平成29年3月31日規則第7号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 諮問書

大 狭 市 相 第 28 号
令和2年(2020年)9月14日

大阪狭山市人権文化をはぐくむ
まちづくり審議会 会長 様

大阪狭山市長 古 川 照 人



大阪狭山市人権行政基本方針の改定について(諮問)

大阪狭山市人権行政基本方針の改定について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

本市では大阪狭山市人権行政基本方針を平成17年5月に策定し、これまでこの方針に基づき啓発事業をはじめとした人権施策に取り組んでいるところです。

しかし、本方針策定から、10年以上の年数が経過し、ヘイトスピーチの問題や性的マイノリティに対する差別など、人権課題は複雑多様化してきています。

これらの問題に対し、国では平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成28年に「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、大阪府でも令和元年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を改定し、「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定するなど、人権をめぐる社会情勢についても大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、本市の人権施策の実効性を高めるために、大阪狭山市人権行政基本方針の見直しを行うにあたり、下記の事項について大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会の意見を求めるものです。

- 1 人権関連法令との整合
- 2 新たな人権課題に対応するために必要な整備

(5) 答申書

令和3年(2021年)9月15日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市人権文化をはぐくむ
まちづくり審議会 会長 福島 理子

大阪狭山市人権行政基本方針の改定について(答申)

令和2年(2020年)9月14日付大狭市相第28号にて大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会に対してなされた「大阪狭山市人権行政基本方針の改定について(諮問)」について、慎重に検討を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会からの意見として、下記のとおり申し添えます。

記

平成17年(2005年)に「大阪狭山市人権行政基本方針」を策定してから、16年経過の見直しとなりましたが、人権に関する社会情勢の変化に伴い、多様化する人権課題に適切に対応できるよう、定期的に適宜基本方針の見直しを行っていただくよう要望します。



(6) 大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員名簿

委員区分	名 前	所 属 団 体 等
第1号	小 松 茂 美	(公募による委員)
	花 澤 光 正	(公募による委員)
第2号	石 井 重 光	大阪狭山市人権協会会長
	宮 下 治 晃	(福)大阪狭山市社会福祉協議会常務理事
	寺 岡 寿 子	大阪狭山市母子寡婦福祉会会長
	富 永 啓 子	大阪狭山市婦人会
	西 克 之	大阪狭山市身体障害者福祉協議会副会長
	中西 卓也(R2年度) 吉木 学 (R3年度)	大阪狭山市PTA連絡協議会会計
	寺 田 育	大阪狭山市人権教育研究協議会会長
	森 裕 彰(R2年度) 吉本 悟史(R3年度)	大阪狭山市企業人権協議会会長
	森 本 澄 子	大阪狭山市老人クラブ連合会副会長
第3号	福 島 理 子	帝塚山学院大学人間科学部教授
	内 田 龍 史	関西大学社会学部教授
第4号	金 宣 子	日本語読み書き教室てとてとクラブ

順不同・敬称略

委員の区分は、審議会規則第3条第2項の規定による

1号委員：市民 2号委員：関係団体代表 3号委員：学識経験者 4号委員：その他市長が適当と認める者

